

令和 6 年 1 月 26 日
島根県商工労働部中小企業課
金融係（担当：柳井、田中）
TEL：0852-22-6204

ダイハツ工業株式会社の生産停止に伴う「セーフティネット保証 2 号」の発動及び県内の中小企業者への金融支援について

ダイハツ工業株式会社の生産停止により影響を受けた中小企業者を対象に、本日、国において「セーフティネット保証 2 号」が発動されました。

当該保証の認定を受けた県内の中小企業者は、島根県中小企業制度融資要綱に基づく緊急融資「セーフティネット資金（一般枠）」の融資を受けることができます。

記

1 セーフティネット保証 2 号

(1) 制度概要

取引先事業者の事業活動の制限（生産・販売数量の縮小）等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で 100%保証を行う制度

【別紙 1】「セーフティネット保証 2 号の概要」のとおり

(2) 今回発動の対象

- ・ ダイハツ工業株式会社及びダイハツ九州株式会社と直接・間接的に一定程度の取引（20%以上依存）を行っており、令和 5 年 12 月 20 日以降の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる中小企業者は、所在の各市町村において「セーフティネット保証 2 号」の認定を受けることができます。
- ・ 指定期間：令和 5 年 12 月 20 日から令和 6 年 12 月 19 日まで

2 緊急融資「セーフティネット資金（一般枠）」

取引先事業者の事業活動の制限（生産・販売数量の縮小）等により経営の安定に支障を生じている県内の中小企業者の資金繰りを支援

〔申込先〕 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、
（公財）しまね産業振興財団

【別紙 2】「セーフティネット資金（一般枠）」チラシのとおり

3 県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/daihatsutorihipikisaki.html>